

	現 行	改 正 案	備 考
	第 1 編 総則	第 1 編 総則	
	第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-8	3. 指定地方行政機関	3. 指定地方行政機関	
1-9	⑤ 中部森林管理局 イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	⑤ 中部森林管理局 イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	表記の整理
1-11	⑭ 中部地方整備局	⑭ 中部地方整備局	
1-12	イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	防災基本計画の修正
1-13	5. 指定公共機関	5. 指定公共機関	
1-14	⑦ 中日本高速道路株式会社 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	⑦ 中日本高速道路株式会社 高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理
1-16	（追加）	⑲ 一般社団法人日本建設業連合会 「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。	指定公共機関の追加
	（追加）	⑳ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。	指定公共機関の追加
1-17	6. 指定地方公共機関 （追加）	6. 指定地方公共機関 ㉓ 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会 「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。	指定地方公共機関の追加

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	
2-3	<p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>（2）<u>自主防災組織等との連携体制の推進</u></p> <p>市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>（2）<u>自主防災組織等の環境整備</u></p> <p>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p>また、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
2-4	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>（略）</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社、災害ボランティアコーディネーター団体などのボランティア関係団体と連携し、<u>大規模災害時にボランティアの受入が円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を確立するものとする。</u></p>	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>（略）</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等や災害ボランティアコーディネーター団体等のボランティア関係団体との連携を図り、<u>災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u></p>	<p>防災基本計画との整合</p>
2-5	<p>（追加）</p>	<p>3. <u>連携体制の確保</u></p> <p><u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
	第4章 避難行動の促進対策	第4章 避難行動の促進対策	
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
2-17	<p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、<u>全国瞬時警報システム（Jアラート）</u>等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p>（略）</p>	<p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p>（略）</p>	<p>表記の整理</p>
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
2-19	<p>1. 市における措置</p> <p>（1）<u>マニュアルの作成</u></p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難す</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>（1）<u>マニュアルの作成</u></p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした</p>	<p>表記の整理</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>2-20</p>	<p>べき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>③「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>④区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p>（2）判断基準の設定に係る助言</p> <p>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。</p> <p>（3）事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に</u>、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>マニュアルを作成するものとする。</p> <p>③「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>④区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえる<u>とともに、いざというときに躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること</u></p> <p>（2）判断基準の設定に係る助言</p> <p>判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、<u>避難勧告等の判断基準や発令対象区域</u>の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。</p> <p>（3）事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう</u>、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
<p>2-21</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	
<p>2-22</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>（3）その他</p> <p>②市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>（3）その他</p> <p>②市は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p>愛知県避難誘導標識等設置指針の改定</p>
<p>2-23</p>	<p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
<p>2-24</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p>	
<p>2-23</p> <p>2-24</p>	<p>1. <u>市町村</u>における措置</p> <p>（3）避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>①情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、</p>	<p>1. <u>市</u>における措置</p> <p>（3）避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>①情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携</p>	<p>表記の整理</p> <p>厚生労働省「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	携帯ラジオ等	ラジオ、ホワイトボード等	基づき修正
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
2-25	<p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登録する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等</p>	<p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、<u>要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登録する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等</p>	<p>表記の整理</p>
2-26	<p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>その他</u>、避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<u>その他避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、<u>情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
2-27	<p>3. 浸水想定区域内の<u>施設等の公表</u></p>	<p>3. 浸水想定区域内等の<u>要配慮者利用施設に対する対策</u></p> <p>(1) <u>浸水想定区域内等の施設等の公表</u></p>	<p>土砂災害防止法の改正</p>
2-28	<p>主として高齢者等の要配慮者が利用する施設が浸水想定区域内にあり、その利用者を円滑かつ迅速に避難させる必要があると認められる場合には、市はこれらの施設名称及び所在地について調査を行い、住民への周知を図る。</p> <p>4. 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で、洪水時にその利用者が円滑かつ迅速に避難する必要があると認められるものについては、<u>適切な避難が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>市は、<u>浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</u></p> <p>(2) <u>洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市は、<u>市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</u></p> <p>(3) <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u></p>	<p>土砂災害防止法の改正</p> <p>水防法及び土砂災害防止法</p>

		<p>①計画の作成等</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。</p> <p>②施設管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。</p> <p>③施設管理者等に対する支援</p> <p>市は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、関係機関と連携して支援するよう努める。</p> <p>④市長の指示等</p> <p>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。</p>	<p>の改正</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正</p>
<p>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	
<p>2-36</p>	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	
<p>2-37</p>	<p>4. 情報の収集・連絡体制の整備</p>	<p>4. 情報の収集・連絡体制の整備</p>	
<p>(2)通信施設・設備等</p>	<p>(2)通信施設・設備等</p>	<p>(2)通信手段の確保</p>	
<p>①通信施設の防災構造化等</p>	<p>①通信施設の防災構造化等</p>	<p>①通信施設の防災構造化等</p>	
<p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>防災基本計画との整合</p>
<p>③防災情報システムの整備</p>	<p>③防災情報システムの整備</p>	<p>③ヘリコプター等からの映像電送システムの導入検討</p>	<p>対策の追加</p>
	<p>市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワ</p>	<p>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するた</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>ーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p>	<p>め、ヘリコプター等からの映像電送システムの導入を検討する。</p>	
	<p>第10章 水害予防対策</p> <p>第3節 浸水想定区域における対策</p>	<p>第10章 水害予防対策</p> <p>第3節 浸水想定区域における対策</p>	
2-41	<p>2. 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>(1) 市地域防災計画に定める事項</p> <p>③災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p>	<p>2. 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>(1) 市地域防災計画に定める事項</p> <p>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p>	<p>表記の整理</p>
2-42	<p>(追加)</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定等</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>①計画の策定</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成</p> <p>②訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p>	<p>(3) 市長の指示等</p> <p>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p>	<p>水防法の改正</p> <p>水防法の改正</p>
2-43	<p>③自衛水防組織の設置</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>(2) 実施状況の確認等</p>	<p>(3) 自衛水防組織の設置</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>市及び県は、<u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>		
2-44	<p>第6節 治山対策</p> <p>山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全、形成を図るため、予防、復旧治山事業等を推進するよう、国及び県に働きかけるものとする。</p>	<p>第6節 治山対策</p> <p>山地災害の防止、水源涵養、生活環境の保全、形成を図るため、予防、復旧治山事業等を推進するよう、国及び県に働きかけるものとする。</p>	表記の整理
	<p>第11章 土砂災害等予防対策</p>	<p>第11章 土砂災害等予防対策</p>	
2-45	<p>■ (略)</p> <p>■ 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、<u>避難警戒体制を整備する。</u></p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p>	<p>■ (略)</p> <p>■ 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、<u>警戒避難体制を整備する。</u></p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p>	表記の整理
	<p>第2節 土砂災害の防止</p>	<p>第2節 土砂災害の防止</p>	
2-46	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>避難体制の充実・強化を図る。</u></p>	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制の充実・強化を図る。</u></p>	表記の整理
2-47	<p>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における<u>当該施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの<u>施設</u>の名称及び所在地</p>	<p>エ 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u>（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）<u>）</u>であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における<u>当該要配慮者利用施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地</p>	表記の整理
	<p>第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	<p>第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	
	<p>1. 市における措置</p> <p>(4) <u>情報の提供</u></p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>(4) <u>連絡体制の確立</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>施設管理者等に対する支援</u></p> <p><u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p> <p>(6) <u>市長の指示等</u></p> <p><u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすること</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>土砂災害防止法の改正</p> <p>土砂災害防止法の改正</p>

	(追加)		<p>ができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 要配慮者利用施設における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。</p> <p>（１）計画の作成</p> <p>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告</p> <p>（２）訓練の実施</p> <p>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p>	土砂災害防止法の改正											
	第12章 事故・火災等予防対策	第12章 事故・火災等予防対策													
	第4節 地下街等の保安対策	第4節 地下街等の保安対策													
2-52	4. 県警察における措置 (3) 救急救助用資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。	4. 県警察における措置 (3) 救出救助用資機材の整備 大規模地下街災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。		表記の整理											
2-53	5. ガス事業者における措置 (4) 導管は、14ヶ月に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。	5. ガス事業者における措置 (4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。		ガス工作物の技術上の基準を定める省令の改正											
	第14章 防災に関する調査研究の推進	第14章 防災に関する調査研究の推進													
2-56	(4) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	(4) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。		表記の整理											
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画													
	第1章 活動体制（組織の動員配備）	第1章 活動体制（組織の動員配備）													
	第2節 非常配備の体制等	第2節 非常配備の体制等													
3-4	2. 非常配備体制の区分と基準	2. 非常配備体制の区分と基準													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備準備体制</td> <td>(略)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備内容	配備基準	非常配備準備体制	(略)	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備準備体制</td> <td>(略)</td> <td>・近隣市町等の気象情報を監視して、日進市について気象警報の発表が予測されるとき。もしくは名古屋市、長久手市、東</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備内容	配備基準	非常配備準備体制	(略)	・近隣市町等の気象情報を監視して、日進市について気象警報の発表が予測されるとき。もしくは名古屋市、長久手市、東	職員初動体制マニュアルとの整合
種別	配備内容	配備基準													
非常配備準備体制	(略)	(追加)													
種別	配備内容	配備基準													
非常配備準備体制	(略)	・近隣市町等の気象情報を監視して、日進市について気象警報の発表が予測されるとき。もしくは名古屋市、長久手市、東													

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

					郷町に気象警報が 発表されたとき。 ・日進市雨量水位 観測システムの 1 時間雨量が20mmを 超え、今後も雨が 降り続くことが予 想されるとき。
第一次 非常配備	情報連絡活動及び 災害に対する警戒 のため配備するも ので、状況により さらに高度の配備 体制に移行できる 体制とし、危機管 理課、総務課、道 路建設課、土木管 理課及び総務部の 一部の職員により 構成する班体制 （6班体制）が待 機する体制とす る。	・（略） （追加） ・（略）	第一次 非常配備	情報連絡活動及び 災害に対する警戒 のため配備するも ので、状況により さらに高度の配備 体制に移行できる 体制とし、危機管 理課、総務課、道 路建設課、土木管 理課及び総務部、 <u>建 設経済部</u> の一部の 職員により構成す る班体制（6班体 制）が待機する体 制とする。	・（略） ・ <u>天白川（野方橋水 位局）の水位が注 意水位を超えた</u> とき ・（略）
第二次 非常配備	（略）	・小規模な災害が 発生したとき ・（略） ・（略） （追加） ・その他災害対策 本部長または総務 部長もしくは第一 次非常配備グルー プ長が <u>必要と認</u> が 必要と認めたとき	第二次 非常配備	（略）	・小規模の災害が 発生したとき ・（略） ・（略） ・ <u>天白川（野方橋水 位局）の水位が危 険水位を超えた</u> とき ・その他災害対策 本部長または総務 部長もしくは第一 次非常配備グルー プ長が <u>必要と認め</u> たとき
第三次 非常配備	大規模な災害が発 生又は発生するお それがある場合 で、災害応急対策 を実施又は実施の ために待機する体 制で、全職員によ り活動する体制と する。	・（略） ・（略） ・（略）	第三次 非常配備	大規模な災害が発 生又は発生するお それのある場合 で、災害応急対策 を実施又は実施の ために待機する体 制で、全職員によ り活動する体制と する。	・（略） ・（略） ・（略）

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>確保措置を指示することができる。</p> <p>3-21 4. 避難勧告等に関する基準</p> <p>3-22 (4) 土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>② 避難勧告</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 避難指示（緊急）（共通）</p> <p>・(略)</p> <p>・<u>堤防の隣接地など地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき。</u></p> <p><u>（堤防からの越水又は堤防の決壊を確認したとき、もしくは堤防本体の亀裂、大規模な漏水等を確認したとき。）</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3-25 1 2. 避難誘導及び移送</p> <p>(2) 避難行動要支援者の支援</p> <p>②避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達</u></p>	<p>措置を指示することができる。<u>ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u></p> <p>4. 避難勧告等に関する基準</p> <p>(4) 土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>・(略)</p> <p>・<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒（2時間先までに警報基準に到達すると予想）」とされた場合</u></p> <p>② 避難勧告</p> <p>・(略)</p> <p>・<u>土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険（2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）」とされた場合</u></p> <p>(5) 避難指示（緊急）</p> <p>(共通)</p> <p>・(略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(河川洪水)</u></p> <p>・<u>決壊や越水・溢水が発生した場合</u></p> <p>・<u>河川水位が堤防高に到達するおそれのある場合</u></p> <p>・<u>異常な漏水・侵食の進行や亀裂の発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p><u>(土砂災害)</u></p> <p>・<u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険（すでに土砂災害警戒情報の基準に到達）」とされた場合</u></p> <p>・<u>土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p>・<u>土砂災害が発生した場合</u></p> <p>・<u>山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</u></p> <p>1 2. 避難誘導及び移送</p> <p>(2) 避難行動要支援者の支援</p> <p>②避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p>避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインとの整合</p> <p>表記の整理</p>
--	---	---	--

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	を行う。																																			
	第11章 医療救護・防疫・保健衛生	第11章 医療救護・防疫・保健衛生																																		
3-39	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>2. 健康管理と心のケア</p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>2. 健康管理と心のケア</p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受け入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</p> <p>(略)</p>		愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合																																
3-51	<p>第16章 ボランティアの受入計画</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(略)</p>	<p>第16章 ボランティアの受入計画</p> <p>(4) ボランティア団体等との連携</p> <p>市は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>(5) 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(略)</p>		<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>																																
3-52	<p>第17章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節 広域応援の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市長</td> <td>① (略)</td> </tr> <tr> <td>② (略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 応援要員の受入体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	① (略)	② (略)	(追加)		③ 応援要員の受入体制		(略)	<p>第17章 応援協力・派遣要請</p> <p>第1節 広域応援の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市長</td> <td>① (略)</td> </tr> <tr> <td>② (略)</td> </tr> <tr> <td>③ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</td> </tr> <tr> <td>当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 応援要員の受入体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	① (略)	② (略)	③ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援	当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。		④ 応援要員の受入体制		(略)		表記の整理											
主体	内容																																			
市長	① (略)																																			
	② (略)																																			
	(追加)																																			
	③ 応援要員の受入体制																																			
	(略)																																			
主体	内容																																			
市長	① (略)																																			
	② (略)																																			
	③ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援																																			
	当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。																																			
	④ 応援要員の受入体制																																			
	(略)																																			
3-58	<p>第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(追加)</th> <th>(追加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">地区防災活動拠点の要件等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		(追加)	(追加)	地区防災活動拠点の要件等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置主体</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">地区防災活動拠点の要件等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		設置主体	市	地区防災活動拠点の要件等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		表記の整理
	(追加)	(追加)																																		
地区防災活動拠点の要件等	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	設置主体	市																																		
地区防災活動拠点の要件等	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
	(略)	(略)																																		
3-73	<p>第26章 航空災害対策</p> <p>1. 情報の伝達系統</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>表中 県健康福祉部医務国保課</p>	<p>第26章 航空災害対策</p> <p>1. 情報の伝達系統</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>表中 県健康福祉部保健医療局医務課</p>		名称の変更																																
3-74	<p>(2) 自衛隊機の場合</p>	<p>(2) 自衛隊機の場合</p>																																		

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	表中 県健康福祉部医務国保課	表中 県健康福祉部保健医療局医務課	名称の変更														
	第28章 大規模火災及び林野火災対策	第28章 大規模火災及び林野火災対策															
	第2節 林野火災対策	第2節 林野火災対策															
3-78	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市及び尾三消防本部</td> <td>①～⑨ (略)</td> </tr> <tr> <td>⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋分局へ応援を要求する。</td> </tr> <tr> <td>⑪ (略)</td> </tr> <tr> <td>⑫ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市及び尾三消防本部	①～⑨ (略)	⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋分局へ応援を要求する。	⑪ (略)	⑫ (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市及び尾三消防本部</td> <td>①～⑨ (略)</td> </tr> <tr> <td>⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋事務所へ応援を要求する。</td> </tr> <tr> <td>⑪ (略)</td> </tr> <tr> <td>⑫ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市及び尾三消防本部	①～⑨ (略)	⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋事務所へ応援を要求する。	⑪ (略)	⑫ (略)	名称の変更
主体	内容																
市及び尾三消防本部	①～⑨ (略)																
	⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋分局へ応援を要求する。																
	⑪ (略)																
	⑫ (略)																
主体	内容																
市及び尾三消防本部	①～⑨ (略)																
	⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋事務所へ応援を要求する。																
	⑪ (略)																
	⑫ (略)																
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画															
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策															
	第2節 激甚災害の指定	第2節 激甚災害の指定															
4-4	2. 激甚災害に係る財政援助措置	2. 激甚災害に係る財政援助措置															
4-5	④ その他の財政援助及び助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ <u>母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例</u> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) 	④ その他の財政援助及び助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) 	名称の変更														